

## 株式移転に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示書類)

2022 年 10 月 3 日

株式会社あいちフィナンシャルグループ

株式会社愛知銀行

株式会社中京銀行

2022年10月3日

株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行との共同株式移転に関する事項

愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号  
株式会社あいちフィナンシャルグループ  
代表取締役社長 伊藤 行記

愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号  
株式会社愛知銀行  
取締役頭取 伊藤 行記

愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号  
株式会社中京銀行  
取締役頭取 小林 秀夫

株式会社愛知銀行（以下「愛知銀行」といいます。）と株式会社中京銀行（以下「中京銀行」といいます。）は、2022年6月24日開催の愛知銀行及び中京銀行の株主総会において承認された2022年5月11日付株式移転計画書に基づき、完全親会社である株式会社あいちフィナンシャルグループ（以下「あいちフィナンシャルグループ」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。本株式移転に関する事項は以下のとおりであります。

1. 本株式移転が効力を生じた日

2022年10月3日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はありませんでした。

3. 本株式移転における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

愛知銀行と中京銀行は、2022年6月25日に、会社法第806条第3項及び第4項の規定に基づき、電子公告を行いました。同条第1項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

愛知銀行及び中京銀行は、2022年6月25日に、会社法第808条第3項及び第4項の規定に基づき、電子公告を行いました。もっとも、会社法第808条第1項の規定に基づき新株予約権の買取の請求をしようとする新株予約権者は存在しないため、同請求をした新株予約権者はありませんでした。

愛知銀行及び中京銀行は、新株予約権付社債を発行していませんので、本株式移転において、会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

株式会社愛知銀行：10,766,712株

株式会社中京銀行：13,239,701株

5. その他本株式移転に関する重要な事項

- (1) あいちフィナンシャルグループが、本株式移転に際して発行する株式は、普通株式49,092,851株であります。あいちフィナンシャルグループは、愛知銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同行の株主に対し、その所有する同行普通株式1株につきあいちフィナンシャルグループの普通株式3.33株を、中京銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同行の株主に対し、その所有する同行普通株式1株につきあいちフィナンシャルグループの普通株式1株を割当て交付いたしました。
- (2) あいちフィナンシャルグループは、愛知銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同行の新株予約権者に対し、その所有する以下の表の①から⑩までの第1欄に掲げる愛知銀行の各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げるあいちフィナンシャルグループの各新株予約権1個の割合をもって割合交付いたしました。

	第1欄	第2欄
	名称	名称
①	株式会社愛知銀行 第1回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第1回新株予約権
②	株式会社愛知銀行 第2回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
③	株式会社愛知銀行 第3回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第3回新株予約権
④	株式会社愛知銀行 第4回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第4回新株予約権
⑤	株式会社愛知銀行 第5回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第5回新株予約権
⑥	株式会社愛知銀行 第6回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第6回新株予約権
⑦	株式会社愛知銀行 第7回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第7回新株予約権
⑧	株式会社愛知銀行 第8回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第8回新株予約権
⑨	株式会社愛知銀行 第9回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第9回新株予約権
⑩	株式会社愛知銀行 第10回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第10回新株予約権

また、あいちフィナンシャルグループは、中京銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における同行の新株予約権者に対し、その所有する以下の表の①から⑨までの第1欄に掲げる中京銀行の各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げるあいちフィナンシャルグループの各新株予約権1個の割合をもって割合交付いたしました。

	第1欄	第2欄
	名称	名称
①	株式会社中京銀行 第1回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第11回新株予約権
②	株式会社中京銀行 第2回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第12回新株予約権
③	株式会社中京銀行 第3回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第13回新株予約権
④	株式会社中京銀行 第4回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第14回新株予約権
⑤	株式会社中京銀行 第5回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第15回新株予約権
⑥	株式会社中京銀行 第6回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第16回新株予約権
⑦	株式会社中京銀行 第7回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第17回新株予約権
⑧	株式会社中京銀行 第8回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第18回新株予約権
⑨	株式会社中京銀行 第9回新株予約権	株式会社あいちフィナンシャルグループ 第19回新株予約権

- (3) 本株式移転の結果、あいちフィナンシャルグループは、資本金 200 億円、資本準備金が 50 億円、利益準備金が 0 円となりました。
- (4) 愛知銀行及び中京銀行は、株券を発行しておりませんので、会社法第 219 条第 1 項第 8 号の規定による公告及び各別の通知を行っておりません。
- (5) あいちフィナンシャルグループの普通株式は、2022 年 10 月 3 日に東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場いたしました。なお、愛知銀行及び中京銀行の普通株式は、2022 年 9 月 29 日をもって、それぞれ東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において上場廃止となりました。
- (6) 中京銀行は、2022 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された当行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して普通株式 1 株あたり 141 円の剰余金の配当（2022 年 6 月 24 日開催の中京銀行の株主総会において承認された特別配当）を実施いたします。

以上